平成２８年（フ）第４７１号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町14番８－310号
債務者　三宅美代子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６号
兵庫県豊岡市城崎町湯島1011番地　深山旅館内
債務者　新井多美子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地11　県住12－104号
債務者　北埜　弘子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市河原町神馬272番地
債務者　澤田　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１６号
鳥取県米子市両三柳959番地　リビングタウン両三柳Ｂ301号、前住所鳥取県米子市両三柳5337番地　レッドビートル203号
債務者　小川　聖子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１０号
山口県下関市形山みどり町10番13号　グリーンノートＯ　203号、前住所山口県下関市清末西町１丁目４番19号
債務者　伊藤　俊作
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
福岡県久留米市東合川新町２番400－102号、前住所福岡県久留米市国分町630番地
債務者　吉田　一美
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１９８号
福岡県久留米市三潴町草場10番地３
債務者　中島　善継
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８３号
大分市大字荏隈304番地の１（スカイコート大石町Ｎｏ．１－507）
債務者　今井　　剛
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７２号
宮崎市佐土原町下那珂2571番地８
債務者　日髙　礼子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８４号
宮崎県都城市若葉町35号10番地　山元貸家Ｃ棟
債務者　迫田　慎一
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７６号
鹿児島県姶良市加治木町木田2526番地２
債務者　白濱百合子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
鹿児島県霧島市国分敷根623番地２
債務者　中村有紀子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
鹿児島県霧島市隼人町住吉532番地３　コアラハイツⅡ201
債務者　中島　初美
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
兵庫県明石市大久保町西島399番地の１　ロイヤル大久保南203号、前住所兵庫県明石市西明石東町３番地の８
債務者　川端　美恵
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
神戸市西区北山台２丁目２番11号
債務者　黒田　昌徳
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
神戸市西区北山台２丁目２番11号
債務者　黒田　裕恵
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係